

## 笛吹市特定入札保証共通説明書

この共通説明書は、笛吹市（以下「市」という。）における入札保証金の納付を義務付けた一般競争入札にあって、笛吹市特定入札保証取扱試行要領（平成21年笛吹市告示第46号。以下「取扱試行要領」という。）に基づく特定入札保証の提出を求めることに関し必要な事項を定めたものである。

### 1. 特定入札保証の種類

- (1) 保険会社（損害保険等）の入札保証保険
- (2) 銀行又は市の指定金融機関等の入札保証
- (3) 銀行又は市の指定金融機関等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の契約保証の予約（入札参加者が落札した場合には発注者が求める契約保証が必ず付されることを書面において約定しているもの）

### 2. 特定入札保証以外の取扱

上記1. 以外の入札保証については、入札保証金の現金納付を含め認めない。

### 3. 特定入札保証の内容

- (1) 保険会社（損害保険会社等）の入札保証保険
  - ① 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が発注者に保険金を支払うことを約する保険である。
  - ② 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
  - ③ 保険金額は、入札金額（税込み）の100分の5以上の金額とすること。
  - ④ 保険証券の宛名の欄には、「笛吹市 笛吹市長 ●●●」と記載されるよう申し込むこと。
  - ⑤ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告における「件名」が記載されるよう申し込むこと。
  - ⑥ 保険期間は、入札公告における「開札日」から40日間以上とすること。
- (2) 銀行又は市の指定金融機関等の入札保証
  - ① 保証委託者（入札参加者）が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する旨の文言があること。
  - ② 保証債務の内容は、落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払であること。

- ③ 保証金額は、入札金額（税込み）の 100 分の 5 以上の金額とすること。
  - ④ 保証書の宛名の欄には、「笛吹市 笛吹市長 ●●●」と記載されるよう申し込むこと。
  - ⑤ 保証書の保証に係る工事名の欄には、入札公告における「件名」が記載されるよう申し込むこと。
  - ⑥ 保証期間は、入札公告における「開札日」から 40 日間以上とすること。
  - ⑦ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 箇月以上確保されていること。
- (3) 銀行又は市の指定金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約
- ① 契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）以上又は保証金額が入札金額（税込み）の 100 分の 10 以上である契約保証の予約証書であること。
  - ② 銀行又は市の指定金融機関等又は保証事業会社と予約契約者（入札参加者）との間に契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。
  - ③ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
  - ④ 予約契約者（入札参加者）が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。
  - ⑤ 保証書の宛名の欄には、「笛吹市 笛吹市長 ●●●」と記載されるよう申し込むこと。
  - ⑥ 保証書の保証に係る工事名の欄には、入札公告における「件名」が記載されるよう申し込むこと。

#### 4. 特定入札保証の提出方法等

提出方法等は、次のとおりである。

- (1) 提出日時 入札公告における「入札日時」
- (2) 提出場所 入札公告における「入札場所」
- (3) 提出方法 保険証券又は保証書の原本を、笛吹市入札保証金等取扱規程（平成 21 年笛吹市訓令第 5 号。以下「取扱規程」という。）による「入札保証関係提出書」（様式第 2 号）に添付し、A4 用紙がそのまま入る角形 2 号（240×332）に入れ、封印封かんのうえ、封筒の表面に入札日、契約番号、件名、入札参加者名を記すほか「特定入札保証関係書類在中」と朱書きして直接持参提出すること。

## 5. 入札の無効

事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書に掲げるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 入札公告における「入札日時」に特定入札保証の提出がなかった場合。
- (2) 保険会社（損害保険会社等）の入札保証保険、銀行又は市の指定金融機関等の入札保証の金額が、入札金額（税込み）の 100 分の 5 に満たない場合。
- (3) 契約保証の予約に係る契約希望金額が、入札金額（税込み）に満たない場合。
- (4) 契約保証の予約に係る保証金額が、入札金額（税込み）の 100 分の 10 に満たない場合。
- (5) 他の入札の特定入札保証である場合。
- (6) 入札保証金の記載が全くない場合。
- (7) 押印が欠けている場合。
- (8) 発注者名（宛名）に誤りがある場合。
- (9) 工事名（件名）に誤りがある場合。
- (10) 保険契約者や保証委託者など入札参加者名に誤りがある場合。
- (11) その他特定入札保証に不備がある場合。

## 6. 費用の負担

入札保証に係る費用は、入札参加者の負担とする。

## 7. 特定入札保証の返還

特定入札保証の返還は、次の方法により落札決定後（落札結果を市のホームページ及び管財課での閲覧に供したとき以降）に行う。

- (1) 銀行又は市の指定金融機関等の入札保証
  - ① 落札者以外の入札参加者は、落札決定後に取扱規程による「保証書返還請求書」（様式第 8 号）を提出すること。
  - ② 提出された「保証書返還請求書」に基づき、保管している保証書を返還するときには、入札参加者から取扱規程による「保証書に係る受領書」（様式第 9 号）を提出させるものとする。
  - ③ 落札者は、契約書の提出時に「保証書返還請求書」を提出すること。
- (2) 保険会社の保険証券及び銀行又は市の指定金融機関等又は保証事業会社の予約証書については、原則として返還しない。ただし、保険会社の保険証券にあつて事前に返還の申出があり、市長が返還を認めた場合はこの限りでない。

8. 落札者が契約を結ばない場合

- (1) 保険会社の入札保証保険及び銀行又は市の指定金融機関等の入札保証については、その契約の定めに従って保険金又は保証金を、保険会社又は銀行又は市の指定金融機関等に請求する。この請求によって支払われた保険金及び保証金は市に帰属する。
- (2) 銀行又は市の指定金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約については、落札者の入札金額（税込み）の 100 分の 5 に相当する金額を、落札者に対し損害賠償として直接請求する。

9. その他

この共通説明書は、取扱試行要領及び取扱規程に基づく。